

# 平成21年度公共事業再評価に係る 部会意見対応状況報告書

平成21年度公共事業再評価（答申）	.....	1
仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価（答申）	.....	3
意見が付された審議対象事業		
一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業	.....	-1
意見が付された事業種		
農業農村整備事業	.....	-1
工業用水道事業	.....	-1



宮城県知事  
村井嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会  
部会長 林 山 泰 久

平成21年度公共事業再評価について（答申）

平成21年6月3日付け評価第10号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を**妥当**とする事業

- 1 一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業
- 2 みやぎ県北高速幹線道路整備事業（期）
- 3 主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
- 4 主要地方道河南築館線 松崎道路改良事業
- 5 一般県道半田山下線 小平道路改良事業
- 6 広域河川 白石川（荒川）河川改修事業
- 7 広域河川 増田川（川内沢川）河川改修事業
- 8 津谷川総合流域防災事業
- 9 真野川（上流）総合流域防災事業
- 10 洞堀川総合流域防災事業
- 11 侵食対策事業 大曲海岸
- 12 南野尻沢2 通常砂防事業
- 13 大沢川火山砂防事業
- 14 かんがい排水事業（迫川上流地区）
- 15 かんがい排水事業（迫川上流3期地区）
- 16 かんがい排水事業（大崎西部2期地区）
- 17 経営体育成基盤整備事業（田尻西部地区）
- 18 経営体育成基盤整備事業（敷玉西部地区）
- 19 経営体育成基盤整備事業（北上地区）
- 20 湛水防除事業（槻木地区）

（以上20事業）

(別紙)

1 審議対象事業の実施に関する意見

1 一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業

事業の効率性が高く、大きな事業効果を見込めることから、関連する事業との計画調整を綿密に行い、早期完成に努めること。

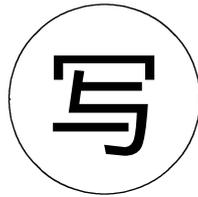
2 今後の事業の実施に関する意見

農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても実施すること。

3 今後の公共事業再評価の実施に関する意見

事業の効率性を審議するうえで重要な指標である残事業B / Cを算出し、再評価調書へ記載すること。



宮城県知事  
村井嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会  
部会長 林 山 泰 久

仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価について（答申）

平成21年11月24日付け評価第37号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果、事業中止とした県の評価は妥当とします。

なお、事業の実施に関する意見は、下記のとおりです。

## 記

### 今後の事業の実施に関する意見

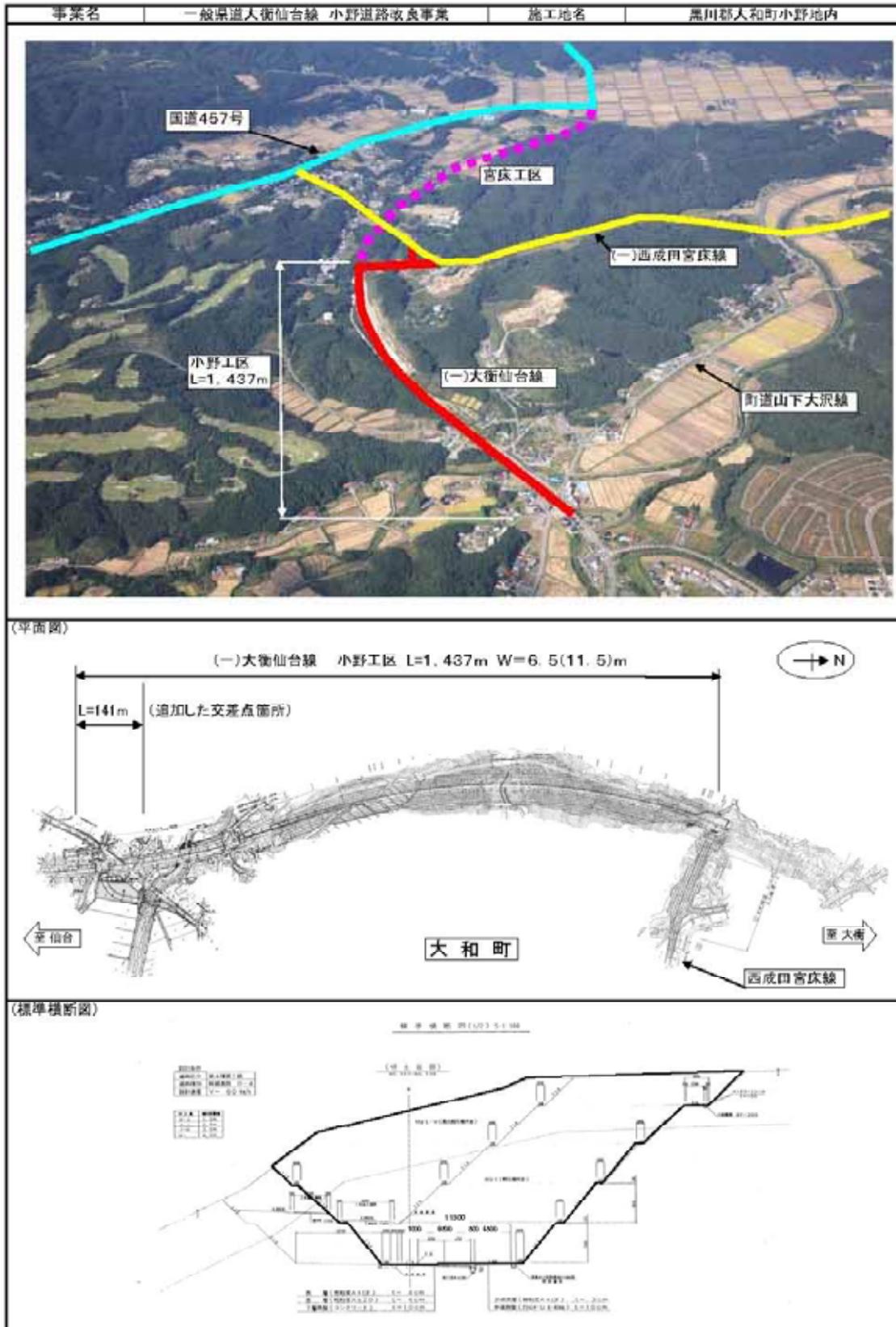
#### 工業用水道事業

事業計画策定においては、将来需要予測について、より一層、綿密な分析を行うとともに、社会経済情勢等の把握に努め、計画変更等が必要と判断される場合には、迅速な対応を行うこと。

## 部会意見対応状況報告書

		<b>調書作成年月日</b>	平成22年10月 8日		
		<b>事業担当課</b>	道路課		
<b>事業名</b>	<small>おおひらせんだい おのどうろかいりょう</small> 一般県道大衡仙台線小野道路改良事業	<b>補助・単独の別</b>	補助	<b>事業主体</b>	宮城県
<b>施行地名</b>	<small>くるかわくんたいわちょうあ</small> 黒川郡大和町小野地内	<b>管理主体</b>	宮城県		
事業概要	<b>事業概要</b>				
	<p><b>事業目的</b>                      本事業は、大衡村大衡の国道4号からの分岐を起点とし仙台市青葉区で国道48号に至る一般県道大衡仙台線のうち、大和町小野地内の一般県道西成田宮床線から町道山下大沢線交差点までの総延長約1.4 km区間の整備を行うものである。当路線は、仙台市中心部から北部中核地域への最短ルートに位置し、狭隘な現道のバイパスとして整備を行うものであり、本工区に接続する宮床が完成することにより、一般国道4号や主要地方道仙台泉線の恒常的な混雑緩和や物流、交流の円滑な促進に大きく寄与する重要路線となる。</p> <p><b>事業内容</b>                      延長L=1,437m, 計画幅員W=6.5(11.5)m, 設計速度V=60km/h</p> <p><b>全体事業費</b>                      C=3,390百万円</p> <p><b>事業期間</b>                      平成7年度～平成24年度</p>				
の概要	<b>位置図・概要図・写真等</b>				
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">位置図</div>  </div>				

### 事業概要図



事業の概要

事業施工状況等

事業の概要

事業名	一般県道 大衡仙台線 小野道路改良事業	施工地名	大和町小野地内
-----	------------------------	------	---------

○ 現道(起点側) 向田交差点



○ 施工状況



再 評 価 部 会 意 見 へ の 対 応 状 況	再評価実施状況	
	再評価実施年度	平成 2 1 年度
	答 申	継続妥当
	別紙意見	1 審議対象事業の実施に関する意見 事業の効率性が高く、大きな事業効果を見込めることから、関連する事業との計画調整を綿密に行い、早期完成に努めること。
	評価結果	事業継続
別紙意見に対する対応方針	1 審議対象事業の実施に関する意見への対応方針 土砂の搬出等について、関連する事業との調整を一層綿密に実施し、効率的な整備を行うよう努める。	
現在の対応状況		
<p>小野道路改良工事については、引き続き、掘削工事を進めており、今後、想定される発生土量は75,000m3程度となっている。</p> <p>土砂の搬出については、地元自治体など関係機関との事業調整を行った結果、県道路事業の初原道路改良工事の路体、路床土や大和町町道整備事業の路体土への搬出を予定している。なお、国の追加補正などへの対応も検討していることから、平成 2 4 年度完成という目標達成の目途がついたと考えている。</p>		

## 部会意見対応状況報告書

		調書作成年月日	平成22年10月 8日		
		事業担当課	農村整備課		
事業名	経営体育成基盤整備事業(田尻西部地区) 経営体育成基盤整備事業(敷玉西部地区) 経営体育成基盤整備事業(北上地区)	補助・単独の別	補助	事業主体	宮城県
	(農業農村整備事業[経営体育成基盤整備事業]に関する意見)				
施行地名	(事業種に関する意見のため省略)			管理主体	市町村 土地改良区
事業の概要	事業概要 (同上)				
	位置図・概要図・写真等 (同上)				

再評価部会意見への対応状況	再評価実施状況				
	再評価実施年度	平成21年度			
	答申	答申	継続妥当		
		別紙意見	2 今後の事業実施に関する意見 経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても実施すること。		
	評価結果	評価結果	事業継続		
別紙意見に対する対応方針		2 今後の事業実施に関する意見への対応方針 経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても実施するよう努める。			

再 評 価 部 会 意 見 へ の 対 応 状 況	現在の対応状況
	<p>(これまでの取組み状況)</p> <p>経営体育成基盤整備事業においては、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」との整合性を図りながら、事業地区毎に「環境との調和に配慮」した実施計画書を策定している。</p> <p>具体的には、地区内環境の調査方法や配慮対策の検討等の過程を客観的で透明性の高いものとするため、事業地区単位で構成された「環境配慮地方検討委員会」(構成員：市町村・土地改良区・有識者・学校関係者・地域住民等)において「環境配慮実施方針」を策定しており、その方針に基づいた「1地区1環境配慮工事<sup>(注1)</sup>」とする実施計画書により区画整理等を実施している。</p> <p>また、環境調査の際には、非農家も含めた地域住民や児童が参加する「ワークショップ手法」を導入するなど、地域住民の意識・関心の向上と環境教育を兼ねた活動に取り組んでいる。</p> <p>(現在の対応状況)</p> <p>現在は、環境配慮施設の効果をより高めることを目的に、土地改良区や農業者等と協働で以下の対応方針により取り組むこととしている。</p> <p>(1) 土地改良区が管理する施設を対象とした、より具体的な維持管理計画(管理者、管理方法、管理時期、負担方法等の明記)を作成する。</p> <p>(2) 県が策定した「みやぎ環境配慮手引き(平成15年)」、「環境に配慮した施工事例(平成15年)」や国の指針、地区モニタリング結果などを参考とし、農業者が自主的に環境配慮に取り組むための「順応的管理手法<sup>(注2)</sup>」に関する説明資料を作成する。</p> <p>(3) 土地改良区主催の研修会や地元説明会等において、「環境配慮施設」の目的や適切な維持管理手法についての情報提供を行う。</p> <p>(4) 農地・水・環境保全向上対策等の地域活動との連携を強化しながら、地域環境に配慮した安全で安心な農作物の生産等に向けて農業者の意識醸成に努める。</p> <p>なお、これまで設置した「環境配慮施設」については、県や市町村の支援のもとで土地改良区等が主体となった地域住民参加型のモニタリング調査を実施するなどして、順応的管理を推進し、地区内での維持管理体制の構築に努めていく。</p> <p>(注1)平成14年度の実施計画書から「環境との調和に配慮」を盛り込んでおり、「1事業地区につき1箇所以上の環境配慮工事」を目標として浸透を図ったもの。</p> <p>(注2)計画における未来予測が困難なことから、継続的なモニタリング評価と検証によって計画の随時見直しと修正を行いながら管理するマネジメント手法。</p>

# 環境との調和に配慮した施設計画

## 北上地区(H21再評価地区)

### 田んぼの水路生き物調査大作戦

平成22年7月29日(木)開催



調査作業の説明状況

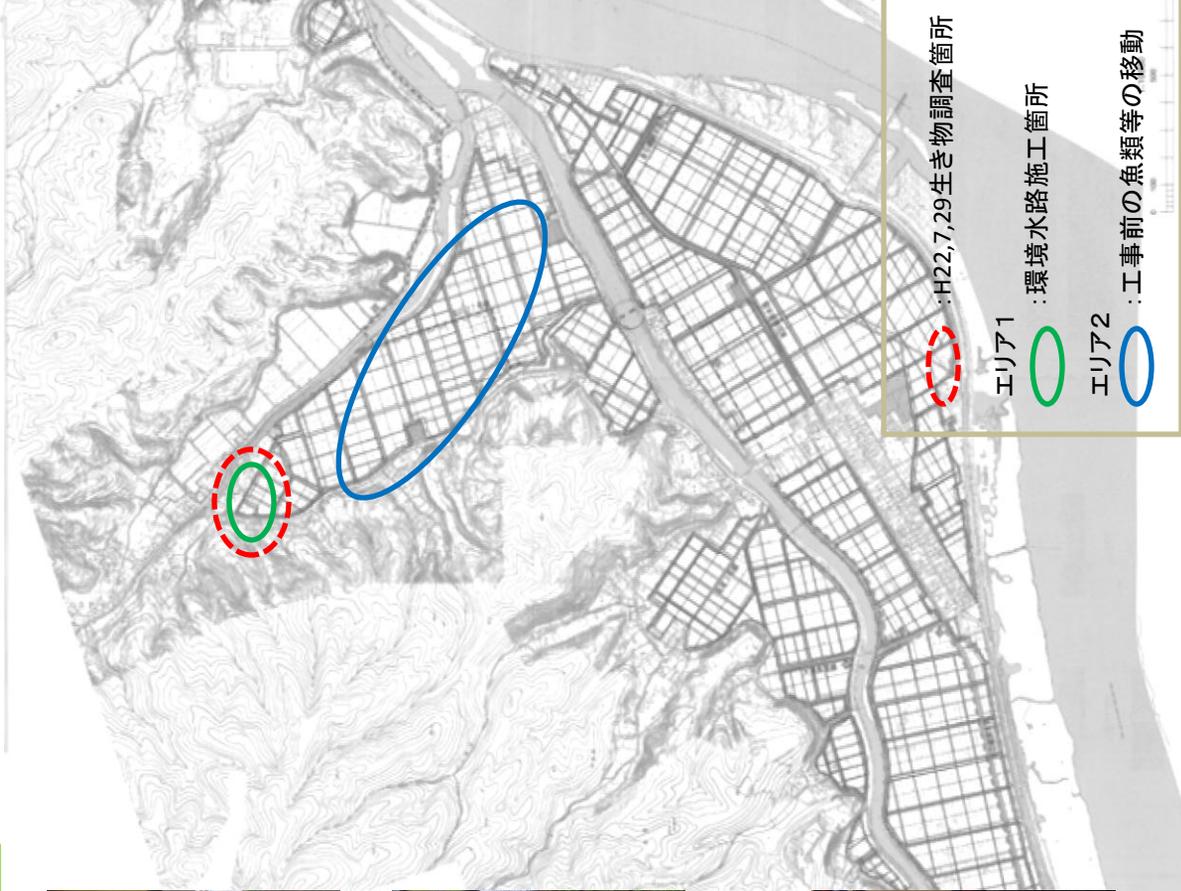


調査状況

### 地元説明会開催状況



環境配慮施設の設置目的や維持管理方法について情報提供



整備直後



植生護岸

現在



魚道工



## 部会意見対応状況報告書

		<b>調書作成年月日</b>	平成22年10月 8日		
		<b>事業担当課</b>	企業局水道経営管理室		
<b>事業名</b>	仙南工業用水道事業 (工業用水道事業に関する意見)	<b>補助・単独の別</b>	補助	<b>事業主体</b>	宮城県企業局
<b>施行地名</b>	(事業種に関する意見のため省略)			<b>管理主体</b>	宮城県企業局
<b>事業の概要</b>	<b>事業概要</b>	(同上)			
	<b>位置図・概要図・写真等</b>	(同上)			

<b>再評価部会意見への対応状況</b>	<b>再評価実施状況</b>	
	<b>再評価実施年度</b>	平成21年度
	<b>答申</b>	中止妥当
	<b>答別紙意見</b>	2 今後の事業実施に関する意見 事業計画策定においては、将来需要予測について、より一層、綿密な分析を行うとともに、社会経済情勢等の把握に努め、計画変更等が必要と判断される場合には、迅速な対応を行うこと。
	<b>評価結果</b>	事業中止
<b>評価結果に対する対応方針</b>	2 今後の事業実施に関する意見への対応方針 事業計画策定における工業用水の将来需要予測については、その精度が事業の実施及び経営に大きな影響を与えることから、供給予定区域における既存企業の動向や工業団地の計画等について、より一層、綿密な分析を行うこととする。また、事業実施においては、社会経済情勢等の把握に努め、計画変更等が必要と判断される場合には、迅速かつ的確に対応することとする。	

再 評 価 部 会 意 見 へ の 対 応 状 況	現在の対応状況
	<p>既存受水企業における工業用水の将来需要予測については、水需要調査を行うなど、今後の動向を的確に把握することとしており、工業団地の計画等については、県の企業誘致を所管する経済商工観光部との連携をこれまで以上に密接に行い、情報収集に努めながら、綿密な分析を行っている。</p> <p>また、社会経済情勢等については、新聞報道や業界情報誌等によって、景気動向及び各産業界の動向の把握に努めている。</p> <p>仙南工業用水道事業については、本年1月18日の宮城県行政評価委員会及び同公共事業評価部会からの「事業中止妥当」の答申を踏まえ、計画供給区域の市町から事業廃止への理解を得た上で、1月25日の県政策・財政会議において県として正式に事業の廃止を決定し、その後、当該事業を所管する経済産業省をはじめ、関係府省に対して事業廃止や財産処分等の手続きを行った。</p> <p>現在は、国土交通省に対してダム使用权の処分手続きを行っており、本年度中に全ての手続きが完了する見込みとなっている。</p> <p>なお、本年度からは事業の廃止に伴う企業債の繰上償還や他会計からの長期借入金の定時償還等の精算事務を行うこととなるが、これらの事務を関係機関等と十分に協議・調整しながら円滑に進めていくこととしている。</p>